

条例を制定しました

「鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

☎本所福祉課 ☎内線130

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。本市は法律施行の主旨を踏まえ様々な施策に取り組む中で、令和2年4月1日に「鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

目的

全ての市民が、障害の有無にかかわらず、相互に多様な人格と個性を尊重し合いながら、共に生きることのできる共生社会の実現に寄与すること

主な内容

◆**障害を理由とする差別の禁止**

市と事業者は、障害を理由としてサービスの提供を拒否するなどの「不当な差別的取扱い」を禁止されています。

◆**合理的配慮の提供義務**

市と事業者は、障害のある人から配慮を求められた

場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更や調整を行う「合理的配慮」が必要です（市は法的義務、事業者は努力義務）。

※詳細は市HPをご覧ください。

市民、事業者、市が一体となって差別の解消に向けて主体的に取り組むことが大切です。障害を理由とする差別をなくすために、一人ひとりが障害と障害のある人への理解を深めるとともに、しっかりと話し合い、考えていきましょう。

鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金

☎本所環境課 ☎内線720

市内在住の個人または市内に本店を置く法人、町内会等がこれから再生可能エネルギー設備を設置する場合で、市内の業者に工事を発注するか、市内で購入した設備を自ら設置する場合に補助金を受けられます。

◆**対象の設備と補助金または補助率**

太陽光発電設備	1 kw当たり 1万5,000円（上限12万円）
木質バイオマス燃焼機器（ストーブ）	3分の1（上限5万円）
木質バイオマス燃焼機器（ボイラー）	10分の1（上限15万円）
太陽熱利用装置	10分の1（上限2万5,000円）
地中熱利用装置	10分の1（上限10万円）

※全量売電等の事業用設備は対象外。

◆**募集期間**

来年2月26日☎まで

※予算の範囲内で行うため、募集期間中に終了する場合があります。

※申請書類やパンフレットは市HPからダウンロードすることもできます。

先機関である庄内保健所がその役割を

市にも設置されている。酒田

山路来て何やらゆかしすみれ草。
 4月11日、稲の苗出し作業に参加した。田んぼに広がる我が家の坂の夕
 チツボスミレが目に残り、周囲を見
 渡すと散り始めた椿の代わりに陽光桜
 が満開を迎えていた。作業をしながら
 子供の頃の記憶、小学校の教科書に掲
 載されていた俳聖・芭蕉の句が思い出
 された。
 4月5日からの1週間は怒りの、
 そして緊張の日々だった。5日、本市
 では初めての新型コロナウイルス感染
 症の感染者Aが確認されたとの電話が
 健康福祉部長からあったのは夕方後
 6時50分だった。同日午後8時30分
 市対策本部の関係者が緊急参集し、対
 応を協議。同日午後10時30分に市対策
 本部を開催し、①小中学校の始業時期
 を4月20日以降とすること、②市有施
 設を原則休館、再開を4月20日以降と
 すること、を決定した。
 6日夜には、感染者Aと仙台で一緒
 に会食していた友人Bも感染していた
 との情報もたらされ、その後もBの
 家族C、D、更にはAの友人Eと、連
 続して感染者が確認され、県の記者会
 見（午後3時30分）後、市としての記
 者会見を4月6日から9日までいづれ
 も午後5時から4日連続で行った。
 なぜ県の後に記者会見を行うのか。
 感染症の予防や入院の勧告などにつ
 ては、地域保健法に基づき設置される
 保健所の所管事務となっている。この
 保健所は、都道府県や一定規模以上の
 市などに設置されるものであり、本県
 では山形県と山形市に設置されている。
 庄内地域については、鶴岡市にも酒田



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

荘内病院職員募集【令和3年4月1日採用予定】

☎荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6341

■募集職種・受験資格

▷薬剤師（大卒程度）…昭和61年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方（令和3年4月までに取得見込みの方を含む）

■試験日時

6月14日⑨午前10時

■試験会場

勤労者会館

■申込み受付

▷5月7日⑨～22日⑨に申込書を同院総務課へ（郵送の場合は22日の消印有効）

▷市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

▷同院総務課及び市役所本所職員課で交付

▷郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記した角形2号封筒。折り畳んでもかまいません）、応募職種・連絡先のメモを同封して、同院総務課（〒997-8515市内泉町4-20）へ

▷同院HP「職員募集」及び市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます

鶴岡市住宅リフォーム支援事業費補助金

☎本所建築課 ☎内線484

市内に自己居住用住宅のある方が、市内の業者に以下のリフォーム工事または耐震改修工事を発注する場合に補助金を受けられます。ただし、すでに工事を始めている場合や終了している場合は対象外です。

◆リフォーム補助

☎住宅の性能向上等一定の要件を含む工事（30万円以上）

■補助率

▷一般リフォーム…工事費の10%（上限12万円）

▷優遇措置が適用されるリフォーム…工事費の15%～55%（上限22万円～200万円）

※優遇措置要件…鶴岡産木材使用、移住世帯、新婚世帯、出産世帯、多子世帯、空き家活用等。

◆耐震改修補助

☎昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準の

木造一戸建て住宅の耐震改修工事

■補助率 工事費の25%（上限60万円）

☎他リフォーム補助との併用可。希望者は耐震診断（1万3,000円）を受けられます

◆共通

■募集期間 来年1月29日⑨まで

※予算の範囲内で行うため、募集期間中に終了する場合があります。

※申請書類やパンフレットは市HPからダウンロードすることもできます。

皆川治

担っているのだ。従って、感染者に関する情報、具体的にはその症状や行動履歴、濃厚接触者に関する疫学調査の情報などについては、庄内保健所、つまり山形県からの発表を待つ必要があるのだ。鶴岡市在住の感染者に関しては、家族のプライバシー等を含む個人情報保護や勤務先の風評被害の防止などは非常に重いものの、同時に感染拡大防止の観点から自治体や地域住民が必要となる情報をどのように範囲で、どういった手段で共有するのか、記者会見を通じてその難しさについて考えさせられた。市有施設の休館についても、その具体的な範囲をどうするか、本当に頭を悩ませた。市立図書館や加茂水族館を休館とした一方で、例えば市有施設に入る飲食店の扱いについては、一旦休業させたものの、緊急事態宣言下の東京都においても社会生活を維持する上で必要な施設と整理されたこともあり、営業を再開することを可能とした。また、花見の時期の公園については、山形市では霞城公園を閉鎖することとなったが、本市では3密（密閉、密集、密接）を避けることが可能であること、散歩やジョギングなどの適度な運動は必要であることなどから、鶴岡公園の閉鎖はせず、注意喚起にとどめた。

市内での感染者が確認される中で、4月7日の政府の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、4月8日には、小中学校や市有施設の再開について、5月7日以降に更に遅らせることを決定した。

「疑問を持った時に授業は始まる。疑問を解決した時に授業が終わる。」という言葉に出会ったのは中学校に入った頃だった。学校は開かれていないが、いかに学び、いかに問題を解決できる子供たちを育てていくか。感染拡大の防止と地域社会経済活動の維持という複雑な方程式。今だからこそ、私たちが自ら考え、知恵を出し合い行動することが求められている、そう思えてならない。

市内中小企業の皆様へ

インターンシップ等採用活動支援事業補助金

申本所商工課 ☎ 内線563

若者の地元回帰を促進するため、学生等が参加するインターンシップ、会社見学、面接等の受入れや採用活動のために地元就職情報サイトを利用する市内の中小企業事業主を支援します。

1 学生等のインターンシップ、会社見学、面接等の受入れを支援

■対象経費

インターンシップ等の受入れの際に、企業が負担した次の就職活動経費

- ①交通費
- ②宿泊費（インターンシップを2日以上実施した場合のみ）
- ③保険料

■補助金額

- ▷ 学生等1人につき1万円を乗じた額と対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）を比較していずれか少ない方の額
- ▷ インターンシップを2日以上実施した場合は、学生等1人につき3万円を乗じた額と対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）を比較していずれか少ない方の額
- ▷ 1企業1年度当たり10万円を上限

2 企業情報や採用情報を発信する地元就職情報サイトへの掲載を支援

■対象経費

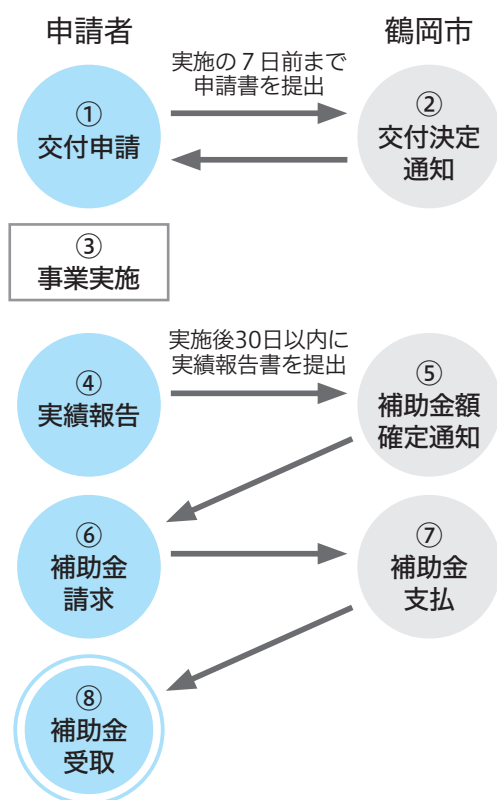
県内に本社を有する民間事業者が運営する地元就職情報サイトへの掲載に必要な経費

※消費税及び地方消費税相当分は対象外。

■補助金額

- ▷ 対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）と20万円を比較していずれか少ない方の額
- ▷ 1企業1回のみ交付

補助金交付までの流れ



対象となる中小企業の定義

次のAまたはBに該当する企業が対象となります

業種	A 資本金の額または出資の額	B 常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、その他	3億円以下	300人以下

提出資料等について

申請や実績報告の際に必要な書類のデータは市HPに掲載しています。リーフレットも掲載していますので併せてご覧ください。

※実績報告の際に、補助対象経費を負担したことが分かる書類の提出が必要です。領収書・明細書などは保管しておいてください。

犬・猫を飼う人も飼わない人も住みよいまちにしましょう

☎健康課（にこ♥ふる） ☎内線361または各地域庁舎市民福祉課へ

◆むやみに野良猫に触れないようにしましょう

野良猫に寄生するマダニに噛まれると「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」に感染し死に至ることがあります。

◆野良猫への餌やりはやめましょう

特定の場所に多くの猫が集まると、近隣へ被害を及ぼします。飼い主として責任が持てないのであれば、安易に餌を与えないでください。

◆飼い主としての責任を果たしましょう

猫は室内で飼い、首輪や名札を付けてください。繁殖

を望まない場合は避妊去勢をしましょう。

◆犬・猫を譲渡しています

庄内保健所では、犬・猫の譲渡事業を行っています。どうしても飼えない事情がある場合、譲り受けたい場合は、ご相談ください。

☎庄内保健所（三川町） ☎66 - 4748

◆狂犬病予防注射は受けましたか？

生後90日を過ぎた犬は予防注射が必要です。今年度は各動物病院で、飼い主本人・家族に風邪症状がないときに受けてください。

健康



40歳未満の方へ さわやか健診で健康チェック

▼レディース健診

☎①10月5日☎

②13日☎・③27日☎、④11月4日☎

時午前9時：②③ 午後1時30分：①

④ 他託児あり（要予約）

▼メンズ健診 ☎11月9日☎・16日☎

・17日☎午後1時30分

▼共通 ☎総合保健福祉センター（にこ♥ふる） ☎本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和56年4月1日以降生まれの方 ☎一般健康診査（身体計測（身長、体重、腹囲）、血圧測定、内科診察、心電図、尿検査（たんぱく、糖）、血液検査（脂質、肝機能、貧血、血糖、血清クレアチニン） ☎費

1、5000円 ☎5月1日☎～7月31日☎に健康課☎内線366または各地域庁舎市民福祉課へ

☎他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請）



福祉



訪問美容サービスの費用を助成します

自宅で理美容サービスを利用する際に、その出張旅費の一部を助成します。

☎65歳以上で、老衰や病気で理容所や美容院に行くことが困難な、要介護3以上の認定を受けている方 ☎1回

1、000円の出張旅費助成券を交付（年6枚まで） ☎

各地域包括支援センター、本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ



特別障害者手当と障害児福祉手当を支給します

▼特別障害者手当 ☎20歳以上で、国民年金障害基礎年金1級に該当する程度の障害が重複するなど著しい重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

給付月額 2万7、350円

▼障害児福祉手当 ☎20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方

給付月額 1万4、880円

▼共通 ☎障害は視覚・聴覚・肢体・心臓・腎臓・精神等（施設入所、入院中の方を除く） ☎本所福祉課☎内線137または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者・障害者住宅整備資金の利子を補給します

高齢者や障害者向けに住宅の増築や改造をする際、市内の指定金融機関（漁協・ゆうちょ銀行を除く）から融資を受けた場合に、利子の一部を市が補給

します。

☎①60歳以上の方 ②身体障害者手帳1級～4級所持者 ③療育手帳A所持者 ④上記①～③のいずれかと同居している方

■利子補給対象額 300万円以内 ■利率 1・15%（変動あり）ですが、市が利子補給するため利子の自己負担はありません

■返済方法 10年以内で元利均等または元金均等の月賦償還 ☎高齢者：本所長寿介護課☎内線193または各地域庁舎市民福祉課へ ☎障害者：本所福祉課☎内線136または各地域庁舎市民福祉課へ ☎他補給の可否は審査の上決定

5月17日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員の主な活動は、住民の生活状態の把握、見守り等の訪問活動、児童健全育成のための活動です。現在340人（主任児童委員36人を含む）が市民と行政等を結ぶつなぎ役として活動しています。お困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

■活動強化週間 5月12日☎～18日☎ ☎本所福祉課☎内線272

子育て



「里親さん」になる方を募集しています

親の病気や様々な事情で養育環境に

恵まれない子供がいます。愛情をもって温かく家庭へ迎え入れ、養育してくださる「里親さん」を募集しています。登録申請など詳しくは子ども家庭支援センター（にこふる）☎25・2741へ。



ファミリー・サポート・センターをご利用ください

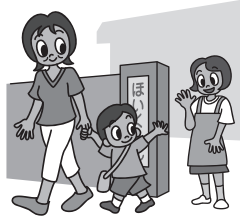
保護者の通院・急用・面接時の預かりや、子供の保育園や幼稚園・学校・習い事の送迎を頼みたい方（おねがい会員）と、援助してくれる方（まかせて会員）を事務局が調整します。利用するには会員登録、まかせて会員との事前の顔合わせが必要です。

小学生以下 費1時間600円

子ども家庭支援センター内

「ファミリィ・サポート・センター」事務局 ☎25・2741

他まかせて会員の登録も募集



こんなときは子育て短期支援事業をご利用ください

▼病気、冠婚葬祭などで一時的に子育てができない場合（シヨートステイ）
▼7日を限度に預かり 費2歳未満：5,350円 2歳以上：3,000円

円

▼仕事などで夜間や休日に不在になる場合（トワイライトステイ） 費夜間（午後9時まで）：1,500円 土曜・日曜日、祝日：3,000円

▼共通 費0歳～小学生 費子供1人1日。市民税の課税状況等で減免あり

■実施施設 鶴岡乳児院：2歳未満 七窪恩園：2歳以上 閩本所子育て推進課 ☎内線150

教育



若者定着奨学金返還支援事業（市町村連携）募集

若者の地元回帰・定着を促進するため、県と市が連携し、対象者の奨学金返還を支援します。



次の全てに該当する方 ①県内高校を卒業し、大学等に在学 ②日本学生支援機構第一種・第二種奨学金または鶴岡市育英奨学金の貸与を受けている

③大学等を卒業後、6か月以内に市内に居住・就業し3年間継続する見込み ④指定の産業分野へ就職を希望

■返還支援額 奨学金の返還残額と認定後貸与を受けた月数に2万6,000円を乗じた額のうち、低い方の額 申5月29日迄管理課（櫛引庁舎）☎57・4861へ 他市HP

年金・医療



国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の国民年金加入の学生で、収入が一定額以下等の基準に該当する方は、在学中の保険料納付が猶予されます（猶予された期間の保険料は10年以内に追納可）。納付特例の適用を希望する方は、住民登録がある市区町村の国民年金窓口で、早目に手続きしてください。



対大学（大学院、短大、高等専門学校、専修学校、各種学校（一年以上の課程に限る）等に在籍する学生 持マイナンバーカードまたは通知カード、年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書 閩鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ 他学生の間は毎年要申請

忘れていませんか？ 国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入・脱退などの手続きは各自で行う必要があります。次に該当する方は、忘れずに手続きをしてください。

▼無保険の方はいませんか 次の方

外は、原則として国保に加入しなければなりません ①会社等の健康保険に加入している方とその扶養家族 ②後期高齢者医療制度に加入している方 ③生活保護を受けている方

▼適正な健康保険に加入していますか 国保に加入している方で、国保以外の健康保険に加入している家族の扶養になる要件を満たしている場合は、健康保険の切替えができます。要件を満たしているか、家族が勤めている会社等で確認し、手続きをしてください

▼二重加入している方はいませんか 国保に加入していた方が会社等に勤めることになったり、勤めている方の扶養になったりして、新たに健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要ですが、届出をしないと国保に加入したままになり、健康保険料と国保税を二重に納めることとなりますので、ご注意ください

税



市税等の滞納処分として差し押さえた 不動産のインターネット公売

■公売方法 Ya hoo!官公庁オークションのシステムを利用した競り売り ■参加申



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

込み 5月26日④午後1時～6月10日④午後11時 ■公売期間 6月16日④午後1時～18日④午後11時
 ④本所納税課⑥内線217 ④市HP。
 滞納税が納められた場合に、中止になる動産あり

令和2年度市・県民税納税通知書をお送りします

▼給与からの差引き（特別徴収）の方
 5月13日④に各事業所に発送。各個人には各事業所が配付します
 ▼それ以外の方 6月15日④に各個人に発送
 ▼共通 ④本所課税課⑥内線201

令和元年分の所得・課税証明書を発行します

▼給与からの差引き（特別徴収）のみの方 5月13日④から発行
 ▼それ以外の方 6月15日④から発行
 ▼共通 ④本人確認ができる証明書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等） ④本所市民課または各地域庁舎市民福祉課へ ④本所課税課⑥内線201 ④申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。

令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書をお送りします

■発送日 5月15日④ ④今年1月1日現在の登記簿や固定資産課税台帳に土地や家屋等の所有者として登録され

ている方 ■納期限 第1期：6月1日④ 第2期：7月31日④ 第3期：来年1月4日④ 第4期：3月1日④
 ④本所課税課⑥内線207 ④納税通知書に土地・家屋の一筆・一棟ごとの「課税資産の内訳」を添付しています。必ず課税内容を確認してください。

軽自動車税（種別割）納税通知書をお送りします

④今年4月1日現在で軽自動車（バイクや小型特殊自動車、乗用の農機具等を含む）を所有する方
 ■納期限 6月1日④（1年分を1回で納付）



月割り課税なし。4月2日以降に廃車や名義変更をしても令和2年度分全額を納めることとなります ④本所課税課⑥内線206 ④納税証明書は車検時に必要です。大切に保管してください（口座振替の方には6月1日④の引き落とし後に発送）。身体障害者等の減免は、5月15日④～6月1日④に同課で申請してください（減免には障害等級等の条件あり。今まで減免を受けていた方は、車が変わるなどしなければ改めて申請する必要はありません。ただし、公益・構造減免は毎年申請が必要です）

生活



市営住宅入居者募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	3DK (子育て向け) 1LDK (高齢・障害者向け)	3
稲生住宅	2階・2LDK 3階・3DK 4階・2LDK	2
鶴岡	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
みどり住宅	3階・3DK	1
大山住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け) 2階・3DK	1
藤島	木造平屋3LDK (子育て向け)	1
ふじなみ住宅	木造2階建長屋 3DK (家族向け)	1
羽黒	木造平屋4LDK (子育て向け)	1
朝日	木造平屋3DK 木造2階建2階・3LDK	1
温海	1階・3DK 2階・3DK 4階・3DK	1

■入居時期 7月中旬以降 ④5月1日④～20日④に本所建築課⑥内線483または藤島・羽黒・朝日・温海庁舎産業建設課へ

地震被害の復旧支援事業

▼補助事業 ①瓦屋根修繕緊急支援事業（補助率20%、上限40万円） ②被災住宅耐震性向上改修支援事業（補助率40%、上限60万円） ③ブルーシート応急対策支援事業（上限8万円） ④本所土木課⑥内線475 ■補助金交付申請期限 6月30日④ ■実績報告期限 9月30日④

▼つるおか版被災住宅無利子融資制度
 ④地震被害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事資金を無利子で融資
 ④9月30日④まで

▼災害廃棄物仮置場の設置 ④瓦屋根の修繕に伴う災害ごみを無料で受入れ
 ■受入期限 9月30日④ ④廃棄物対策課⑥内線677

▼共通 ④本所建築課⑥内線484または温海庁舎産業建設課⑥43・4618へ ④各事業に要件や審査あり（要問合せ）

老朽危険空き家の寄附を受け付けます

次の指定区域内にある老朽危険空き家（不良住宅）の寄附を受け付けます。その後解体して土地を整備し、若者世帯や移住希望者等のまちなか居住促進を図るための事業に活用します。

■指定区域 本町一丁目～三丁目、三和町、睦町、三光町、双葉町、千石町、昭和町、大東町、神明町、苗津町、日

出一丁目・二丁目、錦町、新形町、上畑町、山王町、泉町、若葉町、家中新町、馬場町、東新斎町、城北町、陽光町、青柳町、美原町、大宝寺町、末広町、日吉町、宝町、鳥居町、新海町、大西町、みどり町、西新斎町 ■受付要件 市税等滞納のない方が所有する老朽危険度が高い不良住宅、再建築可能等 5月1日㊟～8月31日㊰に本所都市計画課 ☎内線463へ

毎日が防犯 気をつけよう みんなで犯罪被害防止！

春は犯罪が多発する傾向があります。新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺などにご注意ください。
▽架空請求・還付金詐欺
▽住宅侵入(空き巣)
▽不審者の声掛け・連れ去り
▽ストーカー・チカン・ひったくり
▽車上狙い・自転車盗難
少しでも不審に思ったら鶴岡警察署 ☎28・0110へ。
本所防災安全課 ☎内線186

大切な生命や財産を守りましょう 5月は「水防月間」です

もしものときに備え、日頃からの心構えが重要です。次のような確認や準備をして水害に備えましょう。
▽テレビ等の気象情報に留意しましょう
▽避難所・避難路を確認しましょう
▽非常持出品を準備しましょう
また、農業用水の通水が始まり、水かさが増しています。加えて近年、局

地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、河川や水路の急な増水も懸念されます。水難事故に遭わないよう心掛けるとともに、危険な場所で遊んでいる子供を見つけたら注意するなど、地域ぐるみで水の事故を防止しましょう。
本所防災安全課 ☎内線186

Jアラートの全国一斉情報伝達訓練を実施します

地震・津波などの災害が発生した場合、その緊急情報は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、瞬時に国から市町村に伝えられ、住民の皆さんへ伝達されます。
訓練当日は、防災行政無線による試験放送が行われますので、災害等と間違えないよう注意してください。
5月20日㊟午前11時頃 ■放送内容
上がりチャイム音↓「これは、Jアラートのテストです」3回↓「こちらは、防災つるおかです」↓下がりチャイム音
本所防災安全課 ☎内線186

家庭でのマスク等の捨て方に注意しましょう！

感染症の感染拡大防止のため、新型コロナウイルスやインフルエンザ等に感染した方やその疑いのある方等が家庭にいる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は次のことを心掛けましょう。
▽鼻水等が付着したマスクなどはすぐにビニール袋に入れて密閉し、ごみ袋

に入れましょう。▽ごみ袋は一杯になる前に早めに封をしましょう。▽ごみが袋の外側に触れないよう、しっかりと縛りましょう。▽ごみを捨てた後は石けんを使い、流水で手をよく洗いましょう。
廃棄物対策課 ☎内線677

不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに道路脇や空き地(自らの土地を含む)等に捨てると、不法投棄となり、重大な犯罪として5年以下の懲役または1,000万円以下(会社・団体等が行った場合は3億円以下)の罰金が科されます。不法投棄を見つけた場合は、市または警察に通報してください。
廃棄物対策課内「鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク」事務局 ☎22・2848

不用の家電類等を回収する無許可・違法業者に注意

郵便受けに入っている不用品回収のチラシの多くが、無許可の違法業者が投かんしたものです。無料と書かれていても高額な処理料金を請求された事例もあるので利用しないでください。
また、家屋内の清掃や片付けなどを請け負う業者等が不用の家具、家電品等を廃棄処分するため、有料で収集・運搬する場合があります。このような業務を行うには市の許可が必要で、無

その他

マイナンバーの通知カードが廃止されます



廃止されると、通知カードの住所・氏名変更や再発行の手続きができなくなります。マイナンバーが記載されたカードの発行を希望される方は、マイナンバーカードを申請してください。
■廃止日 令和元年5月31日から1年以内の政令で定める日 本所市民課内線116または各地域庁舎市民福祉課へ 他通知カードは廃止されませんが、マイナンバーは変わりません

本市への移住・就業をお考えの方へ 移住支援金を支給します

東京23区に在住または通勤する方が本市に移住し、山形県移住支援金対象求人サイトに掲載された求人に応募し就業した場合等に、最大100万円の移住支援金を支給します。
①過去10年



新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへお問い合わせください。

間のうち通算5年以上（移住直前まで連続して1年以上）東京23区に在住または勤務していた ②平成31年4月1日以降に本市に移住し、申請後5年以上継続して居住する意思がある ③県が移住・就業支援マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に応募し就業した、または県の就業支援金の交付決定を受けた ■支給金額 世帯で移住の場合：100万円 単身で移住の場合：60万円 ■転入後3か月以降1年以内に本所地域振興課☎内線586へ 他県HP

県外から本市への移住世帯に米・みそ・醤油を提供します



④次の全てに該当する世帯 ①令和2年3月1日～令和3年2月28日に山形県外から鶴岡市に転入している（住民票の異動が必要。世帯員として転入する場合を含む） ②移住のため、転入前に県や市の公的相談窓口を利用している ③世帯主が会社等の転勤や進学による異動でない ④米：単身世帯40kg、複數世帯60kg みそ・醤油：単身世帯2kg、複數世帯3kg ■申請書類 支給申請書、世帯員全員の住民票の写し、「事業紹介チラシ」（県の相談窓口を利用した場合のみ） ■来年3月12日⑤まで本所地域振興課☎内線586へ 他支給決定世帯には申請翌月以降に自宅に配送

森林の土地を取得したときは届出が必要です

個人及び法人が売買契約、相続、贈与、法人の合併等で森林（登記上の地目にかかわらず都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林）の土地を新たに取得した場合は、面積にかかわらず森林の土地の所有者届出が必要です（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要）。 ■本所農山漁村振興課☎内線517または各地域庁舎産業建設課へ

山林とその周囲1kmに火入れをするときは届出が必要です

火入れ従事者数や防火帯の幅等は条例で定められています。事前に確認してください。

■火入れ実施日の7日前まで申請書と実施地の見取図を本所農山漁村振興課☎内線517または各地域庁舎産業建設課へ

鳥獣による農作物被害対策に助成します

鳥獣による農作物の被害軽減を図るため、電気柵や防鳥ネット等の被害防止器具の購入経費と地域が主体で行う被害防止活動経費の一部を補助します。 ■農業者、営農組織等 ■本所農政課☎内線588または各地域庁舎産業建設課へ

公園等の整備費に充てるため市有緑地を先着順で売却します

物件	所在地（市内）	面積
1	城南町10・19 宅地 352万円	188・20㎡
2	城南町10・17 宅地 328万円	164・98㎡
3	布目字宮田16・4他 宅地 310万円	120・52㎡
4	大塚町36・14 宅地 251・2万円	120・44㎡

■5月12日④から本所都市計画課☎内線462へ 他市HP

建設リサイクル法全国一斉パトロール

市では、5月中旬に建設リサイクル法に基づくパトロールを実施します。建築物等の解体時には届出をし、木材、コンクリート、アスファルト等の分別解体及び再資源化を適正に行いましょう。

■本所建築課☎内線457

工業統計調査にご協力を

同調査は製造業の実態を把握するために、調査結果は国や市の行政施策資料等に利用されます。対象となる事業所には調査票が郵送されるか、調査員が伺いますのでご理解・ご回答をお願いします。

■5月中旬頃から ⑥6月1日現在で製造業を営む事業所 ⑦情報企画課統計調査事務室24・6077または各地域庁舎総務企画課へ

鶴岡大山工業団地分譲中

■分譲区画 地図参照（分筆応相談。⑤⑥の一部区画は交渉中） ■分譲価格 1㎡当たり1万5、800円（1万6、700円） ■助成内容 取得価格の2分の1（2、000㎡以上を取得した場合、上限3億円） ■鶴岡市開発公社☎22・9069または本所商工課☎内線593へ

